



災害時における東北地方整備局所管（電気・通信）施設の災害応急 対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、一般社団法人日本電設工業協会東北支部長（以下「乙」という。）とは、災害時における東北地方整備局所管施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の場合に、甲が管理する電気・通信施設等（以下「所管施設」という。）において発生した災害の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、乙は業務の遂行に必要な電気通信機器、資材及び労力等（以下「資機材等」という。）の確保及びその動員の方法を定め、もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、東北地方整備局所管施設における災害発生箇所及びその関連箇所とする。

（業務の内容）

- 第3条 甲又は甲が所掌する事務所等の長（以下「事務所長等」という。）は、所管施設に災害が発生し必要と認めるときには、被災状況に応じて乙に乙の会員の出動を要請することができるものとする。
- 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに乙の会員の出動等可能な実施体制を調査し、その結果を甲に報告するものとする。
 - 乙の会員は、甲又は事務所長等から出動要請があったときは、できる限り速やかに所管施設の被災状況を把握し、甲又は事務所長等の指示により業務を実施するものとする。
 - 乙は、業務を早急に実施できるよう、前もって乙の会員に実施体制を確立させ、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の実施体制）

- 第4条 前条4項に基づき甲に報告する業務の実施体制は、乙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。
- 甲は、事務所長等に乙の実施体制を通知しておくものとする。

（契約の締結）

第5条 甲又は事務所長等が乙の会員に出動を要請したときは、速やかに請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までの期間とする。

ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第7条 乙又は乙の会員は、甲又は事務所長等が特に必要として、第2条に規定する範囲以外に出動を要請した場合には、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲又は事務所長等及び乙又は乙の会員の責に帰さない理由により、第3者に損害を及ぼした場合又は資機材等に損害が生じた場合には、乙又は乙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により甲又は事務所長等に報告し、その処置について甲又は事務所長等と、乙又は乙の会員が協議して定めるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定における疑義が生じたときには、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成24年12月27日

甲 国土交通省
東北地方整備局長 徳山 日出男

乙 一般社団法人日本電設工業協会
東北支部長 大山 正征

